

配信課題Ⅲ-6(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」である。
2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、「外壁の後退距離」という。
3. 建築物の構造上重要でない間仕切壁について行う過半の模様替は、「大規模の模様替」ではない。
4. 地上20階建の建築物において、ヘリコプターが離着陸できる屋上広場は、「避難階」である。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の地階(機械室、倉庫及び防災センター(中央管理室)の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものは、当該建築物の階数に算入する。
2. 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内のものであっても、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。

3. 容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1 m以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を限度として適用する。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。

問題 3

建築物の用途変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。

1. 延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更して、地域活動支援センターとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 特殊建築物等の内装の規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更して、有料老人ホームとする場合においては、現行の特殊建築物等の内装の規定の適用を受けない。
3. 床面積の合計が5,000㎡のホテル部分と床面積の合計が1,000㎡の事務所部分からなる一棟の建築物で、その建築後に用途地域が変更されたため、ホテル部分が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、事務所部分の用途を変更して、延べ面積6,000㎡のホテルとする場合においては、現行の用途地域の規定の適用を受けない。
4. 延べ面積5,000㎡の学校の用途を変更して、図書館とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 確認済証の交付を受けた鉄骨造3階建ての建築物の計画について、当該計画の変更により建築基準関係規定に係る変更が生じる場合においては、原則として、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。
2. 一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築されるもののうち、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。
3. 商業地域内にある延べ面積2,000㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)の用途を変更して有料老人ホームとする場合、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造4階建ての建築物を新築する場合、建築主は、当該建築物の検査済証の交付を受ける前においても、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、仮に、当該新築に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 集会場の用途に供する床面積300㎡の居室には、換気に有効な部分の面積が15㎡の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
2. 物品販売業を営む店舗における高さ3mの階段で、幅が4m、けあげが15cm、踏面が30cmの場合においては、中間に手すりを設けなくてもよい。
3. 居室の天井の高さは、1室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さを2.1m以上としなければならない。
4. 商業地域内の建築物(天窓及び縁側を有しないもの)の開口部の採光補正係数は、開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4m以上であり、かつ、採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合においては、1.0とする。

問題 6

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。

1. 地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。
2. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料に必要とされる不燃性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
3. 耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。
4. 耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。

問題 7

特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 各階に就寝する機能を有するホテルと病院は、同一の要件が適用される。
2. 不特定多数の者が利用する博物館と飲食店は、同一の要件が適用される。
3. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅で、防火地域以外の区域内にあるものの主要構造部の構造方法にあっては、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる。
4. 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないものにあっては、特定避難時間倒壊等防止建築物とすることができる。

問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 準防火地域内においては、地上15階建ての事務所の12階部分で、当該階の床面積の合計が500㎡のものは、原則として、床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。
2. 1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡)とし、2階以上の部分を事務所とする地上5階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
3. 防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁の所定の部分を準耐火構造とする要件が緩和される。
4. 準防火地域内においては、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

問題 9

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 密閉式燃焼器具等のみを設けている浴室には、換気設備を設けなくてもよい。
2. かの床面積が3㎡の乗用エレベーター(人荷共用エレベーターを含み、寝台用エレベーターを除く。)の構造計算をする場合に用いるかの積載荷重は、12,750Nを下回ってはならない。
3. エレベーターのかは、構造上軽微な部分であっても、難燃材料で造り、又はおおう構造としなければならない。
4. 下水道法に規定する処理区域内においては、便所は、污水管が所定の公共下水道に連結された水洗便所以外のものとしてはならない。

問題 10

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 主要構造部を準耐火構造としたバルコニーのない建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたものにあつては、特別避難階段の階段室には、その付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けることができる。
2. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能に関する技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。
3. 防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。
4. 準耐火建築物は、耐火建築物以外の建築物で、「主要構造部を準耐火構造としたもの」又は「主要構造部を準耐火構造としたものと同等の準耐火性能を有するものとして所定の技術的基準に適合するもの」に該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に耐火建築物に求められるものと同じ防火設備を有する建築物をいう。

問題 1 1

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200以下、柱以外のものにあっては250以下としなくてもよい。
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さについては、所定のかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材である場合を除き、5 cm 以上としなければならない。
3. 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合であっても、構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなければならない。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 炭素鋼の構造用鋼材における、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の1.5倍の数値としなければならない。
2. 径25mmの異形鉄筋における、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値を1.5で除して得た数値としなければならない。
3. 木材の繊維方向における、短期(積雪時を除く。)に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、原則として、木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮に対する基準強度の数値に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た数値としなければならない。

4. ステンレス鋼の構造用鋼材における、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値を1.5で除して得た数値としなければならない。

問題 13

建築物の容積率及び建ぺい率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
2. 幅員15mの道路に接続する幅員10mの道路を前面道路とする敷地が、幅員15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が35mの場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は1.2mとする。
3. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建ぺい率の最高限度は、 $\frac{3}{10}$ 以上の数値でなければならない。
4. 工業地域内にある建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、都市計画において定められた建ぺい率の限度にかかわらず、建ぺい率の限度の緩和の対象となる。

問題 1 4

建築物を新築する場合、建築基準法上、**構造計算適合性判定の対象とならない**ものは、次のうちどれか。ただし、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者として所定の要件を備える者である建築主事又は確認検査員による審査は行われぬものとする。

1. 高さが60mを超える建築物で、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること等の所定の基準に従った構造計算を行ったもの
2. 高さが31mを超え、60m以下の建築物で、保有水平耐力計算を行ったもの
3. 高さが31mを超え、60m以下の建築物で、限界耐力計算を行ったもの
4. 高さが31m以下の建築物で、許容応力度等計算を行ったもの

問題 1 5

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 幅員4mの農道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物は、建築することができる。
2. 建築基準法上の道路である私道の廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の廃止を禁止し、又は制限することができる。
3. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道は、原則として、縦断勾配が15%以下であり、階段状でないものとしなければならない。
4. 巡査派出所で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、道路に突き出して建築することができる。

問題 16

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 延べ面積300㎡、地上2階建ての公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く。)は、すべての用途地域で新築することができる。
2. 延べ面積300㎡、地上2階建ての地方公共団体の支所は、すべての用途地域で新築することができる。
3. 建築物に附属する延べ面積300㎡、地上3階建ての自動車車庫は、第一種住居地域内に新築することができる。
4. 延べ面積10,000㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗は、工業地域内に新築することができる。

問題 17

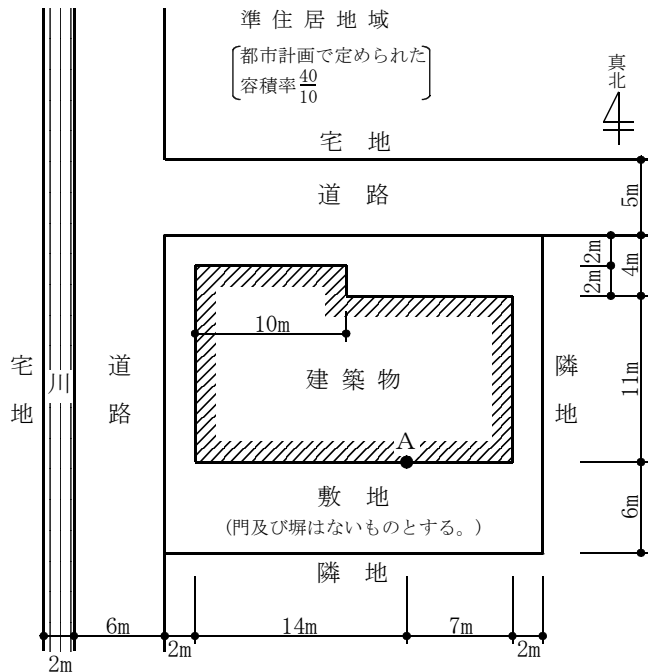
防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、高さ2.5mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 準防火地域内においては、木造建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を、防火性能に関する所定の技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地下1階、地上3階建ての建築物で各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
4. 防火地域又は準防火地域内の共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

問題 18

図のような敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されているものとする。

1. 33.75 m
2. 32.50 m
3. 31.25 m
4. 30.00 m



問題 19

地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 市町村は、「地区整備計画等」が定められている区域内において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項で当該地区計画の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
2. 再開発等促進区及び開発整備促進区を除く地区計画の区域内において条例で定める建築物の用途の制限は、良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。
3. 建築協定書は、建築協定区域内の土地の所有者等の全員の合意により定められた場合においては、関係人の縦覧に供する必要はない。
4. 認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)の過半数の合意が必要である。

問題 20

ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域及び準防火地域以外の区域内にある2階建ての建築物において、2階の部分をホテルの用途に供し、その床面積が300㎡の場合、特定避難時間倒壊等防止建築物とすることができる。
2. 耐火建築物のホテルにおいて、宿泊室の床面積の合計が200㎡をこえる階で避難階以外の階には、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
3. 5階建て、延べ面積600㎡のホテルにおいて、避難上の安全の検証が行われていない場合、階段及び昇降機の乗降ロビーには、排煙設備を設けなければならない。
4. 耐火建築物のホテルの避難階においては、避難上の安全の検証が行われていない場合、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、原則として、50m以下としなければならない。

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。
2. 業務に関して不誠実な行為を行い、一級建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができない。
3. 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおり実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を設計を行った建築士に報告しなければならない。
4. 建築士は、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務(木造建築士にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。)を行うことができる。

問題 2 2

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
2. 法人である建築士事務所が破産により解散したときは、その役員であった者が30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類、当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類等を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、所定の事項を記載した書面を当該委託者に交付し、設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地をその書面に記載しなければならない。

問題 2 3

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
2. 既存建築物の大規模の修繕に係る構造設計については、建築物の規模や修繕の内容にかかわらず、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
3. 工事監理については、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物であっても、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。

4. 設備設計一級建築士は、その関与が義務づけられた建築物について、設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った設備設計が設備関係規定に適合するかどうかの確認を、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う場合には、一級建築士事務所の登録を受けなければならない。

問題 2 4

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主等は、特別特定建築物の一定規模以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。)の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. 既存の特定建築物に、専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなす。
4. 既存の特別特定建築物に、床面積の合計2,000㎡の増築をする場合において、道等から当該増築部分にある利用居室までの経路が1であり、当該経路を構成する出入口、廊下等の一部が既存建築物の部分にある場合には、建築物移動等円滑化基準における移動等円滑化経路の規定は、当該増築に係る部分に限り適用される。

問題 2 5

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 確認済証の交付に当たっての審査において、建築主事による必要な事項についての質問に対して、当該建築物の設計者である建築士が虚偽の答弁をした場合においては、当該建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築主により工事監理者が定められていないまま、一級建築士でなければ設計できない建築物の工事をした場合においては、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象となる。
3. 建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。
4. 構造設計一級建築士は、建築士事務所に属せず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題 2 6

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。
2. 一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

4. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

問題 27

良好なまちなみ形成のための手法に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、建築協定には、建築物に附属する門及び塀の構造に関する基準を定めることはできない。
2. 「都市計画法」に基づき、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人は、所定の土地の区域について、市町村に対し、地区計画を定めることを提案することができる。
3. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画について、市町村長の認定を受けなければならない。
4. 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、歴史的風致維持向上地区整備計画においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について定めることができる。

問題 28

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、現行の構造耐力に関する規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている「延べ面積1,000㎡、鉄筋コンクリート造、地上3階建ての事務所」に、エキスパンションジョイントのみで接する「床面積の合計600㎡の鉄骨造の事務所」を増築する場合、既存部分は、耐久性等関係規定に適合していなくても、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けずに当該増築をすることができる。
2. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店等)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
3. 「建築基準法」に基づき、工業地域内において、1日当たりの処理能力が100 t 以下のがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁の許可を受けずに新築することができる。
4. 「都市計画法」に基づき、開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行い、検査済証の交付を受け、当該工事が完了した旨の公告があるまでの間は、原則として、当該開発区域内の土地においては、建築物を建築してはならない。

問題 29

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地上3階建、かつ、収容人員が100人の飲食店で、その管理について権原が分かれているもののうち消防長等が指定するものの管理について権原を有する者は、統括防火管理者を協議して定め、当該飲食店の全体についての消防計画の作成等その他当該飲食店の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
2. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は50㎡を超えるものの新築について確認をする権限を有する行

政庁は、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を得なければならない。

3. 危険物の製造所の位置は、文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建築物から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に、原則として、50m以上の距離を保たなければならない。
4. 延べ面積600㎡、地上3階建の共同住宅については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。

問題30

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が3,000㎡の第一種特定建築物の直接外気に接する屋根(当該屋根の面積の合計が1,200㎡)について修繕をしようとする者は、当該修繕に係る部分の屋根の面積が500㎡の場合には、原則として、当該修繕に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうち、所定の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。
2. 床面積の合計が500㎡の第二種特定建築物の新築をしようとする者は、原則として、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち、所定の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。
3. 第一種特定建築物の新築に係る届出をした者は、原則として、定期的に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。
4. 所管行政庁は、第二種特定建築物の新築に係る届出があった場合において、当該届出に係る事項が同法に基づく建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、原則として、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。